

## 規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇二七

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一六）の一部を次のように改正する。

別表第三看護師の項中「障害者支援課（公益的法人等に派遣される者に限る。）」

を「職員健康支援課

障害者支援課（公益的法人等に派遣される者に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。